

## 滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月24日制定

### 第1 基本的な考え方

協同農業普及事業（以下、普及事業という）は、農業改良助長法の規定に基づき、普及指導員が直接農業者に接して、農業経営の改善や地域農業の振興等に関する科学的技術および知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営等の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展および農村の振興を図ろうとするものである。また、普及事業は、地域農業の実情や変化、農業政策を踏まえ、将来方向や解決策を農業者等に示し、地域における合意形成の支援を行う役割を担うものである。

普及事業は、農政の推進に資する最も効果的な施策の一つとして、これまで農業の生産性の向上、担い手の育成、農業・農村の維持・発展等の様々な課題に対応し、近江米の振興、農業者や集落営農組織の育成、環境こだわり農業の普及等、本県農業に大きな成果を挙げてきた。

現在の滋賀県農業・農村を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式の浸透やスマート農業技術の進歩、温暖化等の気候変動や大規模な自然災害の発生など、想定外の規模で急速に変化している。また、農村人口の減少や高齢化、農業従事者の減少、農村機能の低下など、滋賀県農業は大きな転換期を迎えており、

このような課題に的確に対応するため、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を念頭に置きつつ、新たに制定した「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」、「環境こだわり農業推進条例」等の関係条例や、「滋賀県農業・水産業基本計画」等に基づき、本県農業の持続・発展と活力ある農村の構築を目指すこととしている。

こうした方向も踏まえながら、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、その特性を十分に發揮し、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じて、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上および地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援することで、本県農業・農村の発展と振興が図れるよう、「滋賀県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という）を定める。

### 第2 普及指導活動の課題（普及指導活動の取組）

普及指導活動にあたっては、地域農業を俯瞰し、それぞれの地域において今後の農業の目指す姿を明確にした上で、市町や農業協同組合等の関係団体（以下「関係機関・団体」という）との連携を強化し、先進的農業者とのパートナーシップの構築のもと、取り組むこととする。

また、持続的で生産性の高い農業の推進を基本とし、次に掲げる3つの課題に重点化した活動を実施する。

## ○担い手の育成と経営力の強化

(内容)

- ・スマート農業等の革新技術の導入や6次産業化、法人化など経営発展に向けた取組への支援
- ・米に麦・大豆・露地野菜等を組み合わせた経営の強化に向けた支援
- ・新規就農者確保に向けた相談活動と技術・経営指導の充実
- ・農業・農村で活躍する意欲ある女性農業者の育成と経営参画に向けた支援

## ○産地の育成と販売力の強化

(内容)

- ・需要の変化に対応する米・麦・大豆の生産性向上に向けた支援
- ・野菜、果樹、花き、茶の多様な産地の育成支援
- ・環境こだわり農産物の生産拡大や、GAPの取組促進等による安全・安心な農産物生産への支援
- ・資源循環型農業の定着に向けた耕種農家と畜産農家との連携等の取組への支援

## ○持続可能で魅力ある農業・農村の振興

(内容)

- ・地域農業を支える集落営農組織の維持・発展に向けた支援
- ・多様な人材による集落の話し合いや実践活動など担い手を支える仕組みづくりへの支援
- ・地域資源を活かした魅力ある地域農業・農村の振興に向けた支援
- ・野生獣による農作物被害の軽減に向けた集落ぐるみの取組への支援
- ・農業排水対策等、周辺環境に配慮した農業等の取組への支援

## 第3 普及指導員の配置に関する事項

高度化・多様化する農業者のニーズや県域あるいは地域の課題および農業政策に的確に対応するため、普及指導員と協同農業普及事業の運営に関する指針（以下、「運営指針」）に定める農業革新支援専門員（以下、農業革新支援専門員）を適正に配置する。

### 1 農業農村振興事務所への配置

地域農業の実情に即した普及活動を行うため、専門分野等に配慮し、各農業農村振興事務所に普及指導員を配置する。また、地域ごとに農業革新支援専門員を配置する。

### 2 農業技術振興センターおよび農業経営課への配置

試験研究機関、教育機関、行政機関等との連携を図り、普及組織全体がより機能を発揮するため、農業技術振興センターおよび農政水産部農業経営課に農業革新支援専門員を配置する。

### 3 農業大学校への配置

優れた担い手を育成するため、農業大学校の専攻コース等に配慮し、普及指導員を配置する。

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

### 1 資質向上に関する考え方

普及指導活動に求められる役割を十分に発揮しつつ、農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズおよび地域農業の課題に的確に対応するため、普及指導員の資質向上に関する研修等の取組の充実強化に努める。

すべての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、農業および経営に関する高度な技術や知識、普及指導活動の能力（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し、コミュニケーションを図る能力、地域内外の関係者と連携を構築する能力および地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する能力等）について、計画的かつ継続的な習得を図る。特に、若手普及指導員の早期育成に重点的に取り組む。

なお、資質向上にあたっては、普及指導員自らが自己研鑽に努めるとともに、別途「普及指導員人材育成計画」を策定し、集合研修を組み合わせたOJTを基本としつつ、体系的な研修を実施する。

### 2 資質向上に関する取組の充実・強化

#### (1) 集合研修

普及指導員として求められる資質の向上のため、経験年数や経歴に応じた研修を実施する。実施にあたっては、講義や演習等による研修、現地視察、外部講師の招聘、国等の研修への派遣等を組み合わせ、効果的な研修体系となるよう努める。

#### (2) OJT

実践的な普及指導活動の手法を習得するため、主として若手普及指導員を対象に、職場ごとにOJTによる資質向上に取り組む。実施にあたっては、研修対象者ごとに育成目標と指導担当者を定め、職務の遂行を通じて計画的な資質向上を図る。

#### (3) 自己研鑽

普及指導員は、農業および経営に関する技術や知識、普及手法などの資質の維持・向上のため、継続的に能力開発に自ら取り組むなど、自己研鑽に努める。

### 3 その他

効果的・効率的な普及活動を行う普及指導員を確保するため、普及組織や研究組織に配属された新規採用職員等に対し、実務経験等を通じた課題解決能力等の習得を図るものとする。

## 第5 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及指導活動拠点の運営

#### (1) 普及指導活動拠点の設置

「農業改良助長法」第12条に規定する普及指導センターを農業農村振興事務所農産普及課内に設置し、名称を農業普及指導センターとする。

また、「運営指針」に規定する農業革新支援センターを農業技術振興センター農業革新支援部に設置する。

#### (2) 普及指導活動拠点の事務

##### ①農業農村振興事務所農産普及課

農産普及課は、農業者の高度で多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応するため、関係機関・団体、民間事業者等と役割分担しながら、以下の業務を行う。

なお、農産普及課に配置する農業革新支援専門員は、地域のトップリーダーを育成するための高度かつ専門的な課題等を担うこととする。

- ・地域農業の実情と農業施策の展開方向等を踏まえつつ、地域農業の目指す姿の実現に向けた支援
- ・農業経営および農村生活の改善に関する普及指導活動や調査研究による課題解決
- ・幅広く新規就農者の確保を図るための情報の提供・相談および就農後の経営安定に向けた支援
- ・先進的農業者等へのスマート農業等の革新技術や経営に関する支援

##### ②農業技術振興センター農業革新支援部

農業革新支援部は、各地域の普及指導活動が効果的、効率的に進むよう、試験研究機関、教育機関および行政機関と密接な連携を図り、以下の業務を行う。

なお、農業経営課に配置する農業革新支援専門員も同様とする。

- ・先進的農業者等に対応する高度かつ専門的な技術や経営に関する支援
- ・普及指導活動の効率化、高度化に向けた助言
- ・普及指導員の資質向上
- ・試験研究機関等と連携した普及指導活動の総合的な企画立案・調整・推進
- ・普及指導員が取り組む調査研究の指導および総括

### 2 普及指導活動の戦略的な展開と重点化

#### (1) 普及指導計画の策定

普及指導活動にあたっては、各地域の農業・農村の現状、農政上の課題、農業者のニーズ等を踏まえた5年間の「普及指導基本計画」において今後の農業の目指す姿を明確にした上で、意欲的な農業者を育てるため、短期の「普及指導活動計画」を策定し、計画的・戦略的に展開する。

「普及指導活動計画」は、「普及指導基本計画」に示した目指す姿を達成するために必要となる具体的な活動方法を、対象ごとに策定する。

活動内容は、第2の課題をふまえ、地域の農業振興に必要であり緊急性、波及性が高いものに重点化し、活動の対象者は、経営発展や地域農業の振興を目指す農業者およびその集団、新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者等とする。

広域で先進的な課題および特に地域で重要な課題を重点プロジェクト計画と位置づけ、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定め、当該計画に基づく活動を行う。

## (2) 普及指導活動の評価の実施と改善

効果的・効率的な普及指導活動を実践し、高い成果を上げるために、適切な普及指導計画の策定、実行、評価および改善のプロセスを経る。

このため、普及指導計画の進捗状況や結果について内部評価を行うとともに、その成果や体制等について、先進的な農業者や関係機関、有識者等で構成する委員による外部評価を実施する。評価結果は次年度以降の計画に反映させるよう努め、普及指導活動およびその体制の改善を行う。

## (3) 戦略的な普及指導活動の実施

### ①農業者支援の充実・強化

普及指導員は、農業者や地域農業の課題解決に向けて、それぞれの現地の実情に応じて、民間活力やICTを積極的に活用し、関連する施策等の情報提供を含め、活動の充実・強化を図る。

### ②先進的農業者等とのパートナーシップの構築

普及指導員は、日頃から先進的な農業者や地域のリーダー等と意見交換や情報交換を積極的に行い、連携して新規就農者の育成、先進的な技術の普及、地域モデルの育成など、地域農業・農村を振興するための取組を行う。

### ③創意工夫と関係機関等との役割分担による効果的な支援

普及指導センターは、常に創意工夫に努めつつ、技術と知識を活かしたスペシャリスト機能と地域の合意形成を進めるコーディネート機能をもち、地域農業戦略指針等を活用しながら、普及の総合指導力を發揮する。なお、市町等担当は、市町別の戦略推進会議等を積極的に活用することとする。

また、先進的農業者等のニーズや課題を的確に把握し、関係機関・団体や農業経営相談所等の専門家などと常に連携を深め役割分担を明確にしつつ、課題の解決にあたる。特に、スマート農業等の革新技術体系の確立や改善、農業者への導入支援については、試験研究機関や民間企業等との連携、次世代型農業支援サービスの活用を行う。

### ④新規就農者等の育成強化と青年農業者等への支援

今後の滋賀県農業を担う農業者を確保し、次世代に優良農地や高度な農業技術・経営等が着実に継承されるよう、青年層の新規就農を促進するとともに新規就農者の育成を強化する。また、青年農業者による経営上の課題解決や技術向上を目指す取組に対して

支援するとともに、相互の研鑽が図られるよう努める。

#### ⑤試験研究、研修教育との一体的な取組の推進

地域農業における課題に即応した技術開発およびその普及を迅速に進めるため、試験研究機関と密接に連携する。

また、将来の担い手を養成するため、農業大学校や教育機関と相互に情報交換するなど、一体的な取組を進める。

### 3 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施にあたっては、効果的な普及指導活動の推進に資するものとし、関係機関・団体や試験研究機関等との積極的な連携を図るほか、その成果等を資質向上および現地の課題解決のために有効に活用するものとする。

### 4 農業者研修教育施設における研修教育の充実・強化

農業大学校においては、今後の農業・農村の担い手となる青年農業者を養成する養成課程として養成科を、農外からの新規参入者等、就農希望者に対する研修を行う研修課程として就農科を設置する。また、就農の前から農産普及課や関係機関・団体との連携を一層密にして、就農支援の取組の強化を図る。

なお、研修教育の内容についてはGAPやスマート農業をはじめとした実践的・発展的な教育内容を強化するとともに、その成果および実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

### 5 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

#### (1) 普及指導活動で得た情報の取扱方法

普及指導員の情報の集積や共有において、企業秘密、知的財産として保護が必要な情報について、十分な配慮を行う。

このため、普及事業の実施にあたっては、情報の集積や共有を行う際、情報の適切な管理および慎重な取扱いに努める。

#### (2) 新たな経営の展開に伴うリスクの把握や軽減に係る指導

経営規模の拡大や事業の多角化等の計画策定にあたっては、農業者の過剰投資の回避など、リスクの低減に向けて必要な普及指導活動を行う。

#### (3) コロナ禍等を踏まえ、農業者等に接するにあたって配慮すべき事項

直接農業者等に接して普及指導活動を行うことを基本とする普及事業の特性を踏まえ、普及指導活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大、家畜伝染性疾患や病害虫等の伝染・伝搬等につながることのないように十分に配慮するものとする。

## 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 行政施策の活用支援

地域の課題解決にあたっては、各種補助事業や制度資金等の行政施策が効果的に活用されるよう支援する。

### 2 研究開発への普及指導員の参画

普及指導員は試験研究の計画段階から参画し、実用性が高く、速やかに実用化が求められる技術が開発されるよう、必要な役割を果たすものとする。

